

LN305-c

1999 年第 305 號法律公告

《1999 年儲稅券 (利率) (第 8 號) 公告》

(根據《儲稅券 (第 4 系) 規則》(第 289 章, 附屬法例)

第 7(2)(h) 條訂立)

1. 訂明利率

儲稅券如於 1999 年 12 月 6 日或該日後發出, 則其利率須為年息 4.8750%。

2. 修訂附表

《儲稅券 (利率) (綜合) 公告》(第 289 章, 附屬法例) 的附表現予修訂——

(a) 在第 98 項中, 在"該日後"之後加入"而在 1999 年 12 月 6 日前";

(b) 加入——

"99. 1999 年 12 月 6 日 年息 4.8750%"  
或該日後

庫務局局長

俞宗怡

1999 年 11 月 30 日

註 釋

本公告將在 1999 年 12 月 6 日或該日後發出的儲稅券的利息的年利率定為 4.8750%。